



日耳鼻医学会 F A X ニュース NO 125

平成19年3月28日 発行 (特)日本耳鼻咽喉科医学会 E-mail jimujenti.or.jp HP http://www.jenti.or.jp
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8 全医協連会館5F FAX 03-5524-5228 TEL 03-5524-5230

会員増強推進委員会設置 第6回全理事会で

3月18日(日)開催の全理事会で、未加入県、退会・休会県等への働きかけを強め、会員増強を図るための推進委員会を設置する事がきまった。メンバーは理事長・副理事長・庶務・広報・会計ならびに嶋田理事。全理事会協議内容は以下のとおり。

- 報告 1) 庶務報告 平成19年1月25日以降の庶務報告
 2) 西島参議院議員の顧問就任について・正式に依頼状送付、受諾書受領したので委嘱状を送った。
 3) 岐阜フォーラムの進捗状況について
 4) えひめフォーラムの最終会計報告
 総額941万円、日耳鼻医学会の拠出金は170万円
 5) 役員にたいするアンケート結果報告
 2月に行った会員増強・情報交換・職務分担・広報活動・フォーラム等を今後どうすべきかとの役員へのアンケート集計結果の概要を報告。
- 協議 1) 創立40周年記念行事について
 岐阜フォーラム2日目の全体集会の時に式典を行うことになった。また「かがみ」に医連時代から今日までの歩みの特集を組むことにした。
 2) 休会・退会・未加入県への今後の対応について
 「会員増強推進委員会」を設置し、積極的に働きかけることにした。

「GIFU FORUM 2007 in 飛騨高山」へ 日本ど真ん中フォーラム 耳鼻咽喉科医の新生を目指して!

日時:平成19年8月25日(土)26日(日)
会場:飛騨・世界生活文化センター
担当:岐阜県耳鼻咽喉科医学会

- 分科会 8月25日 午後3時~6時
1. 電子カルテの現状と診療所IT化への対応
 2. 診療所ディザジャリーの現状と将来
 3. 診療所での「感染症診療」-最近の話題
 4. アレルギー科の標榜と専門診療
 5. 耳鼻科医に必要な小児発疹性疾患の知識
 6. 口腔乾燥症と口腔粘膜疾患の診断と治療
 7. 従業員教育
 8. 補聴器相談医としてなすべきこと

全体集会 8月26日 午前9時~午後1時
日本耳鼻咽喉科医学会創立40周年記念式典
記念講演

1. アロマセラピー 近藤由香先生
 2. 住環境からアレルギーを考える 服部芳樹先生
 3. 重心動揺検査で何が分かるか 時田 喬先生
 4. 緊張性頸反射 檜 學先生
- 次回担当県挨拶 鳥取県耳鼻咽喉科医学会

開業医、夜間・休日診療優遇へ

初・再診は下げ 診療報酬改定、厚労省方針
厚労省は21日、勤務医の負担軽減策として、開業医の診療報酬については、外来患者を時間外に診療した場合の加算を手厚くする代わりに初・再診料を引き下げ、夜間や休日に診療をしないと高収益を望めない体系に改める方針を固めた。現在、患者は大病院に集中し、多くの病院勤務医が疲弊して開業医に転じるため、勤務医不足が深刻化している中、地域の診療所の夜間診療を促進し、現状を改善するのが狙い。08年度の診療報酬改定で実現させる考えだ。 記事:毎日新聞社 提供:毎日新聞社

医療事故・訴訟ニュースヘッドライン

- 主婦死亡で医師ら書類送検 - 手術後の注意義務怠る
55才(当時)主婦人工呼吸器の管が外れ死亡
男児失明で奈良県に1億円賠償命令 - 検査怠る
生後間もない男児が先天性緑内障で失明
医療ミス認め名誉教授有罪 当時4才男児の術後死で
酔覚醒時気管チューブを食道に挿入し死亡
横浜の美容外科が不正請求 保険医療指定取り消しへ
不正請求額は少なくとも数百万円、理事長は否認
手術ミスで重い障害 医師4人を書類送検
脳内出血の血腫除去の内視鏡手術で脳幹部に損傷
がん治療で7人に放射線量ミス 末期患者2人死亡
予定線量の最大約1.6倍の放射線を誤照射
チューブ誤挿入で意識不明 麻酔担当医師書類送検
気管チューブを食道に挿入、重度の低酸素脳症

温故知新 - 日耳鼻医連の歴史を振り返る - 2 - 昭和45年2月処置料減点復活

昭和42年12月18日、「早い機会に中医協委員の意見を頂くように各委員に願います」という趣旨の園田厚相の妥結案が示され、保険医辞退届撤回になったが、実際に復活したのは昭和45年2月であった。(以下官報掲載)

昭和45年1月21日水曜日 官報 号外第3号

別表第四診療報酬点数表(乙)第六部第五耳鼻咽喉科処置中「1. 耳処置 2.0点」を「1. 耳処置(点耳、耳浴、耳洗浄を含む)(片側)イ. 中耳又は外耳の処置 3.0点、ロ. 中耳及び外耳の処置 5.0点」に、「8. 鼻処置 2.0点、注 麻薬を使用した場合は1回につき1.6点を加算する」を「8. 鼻処置(「16」に該当する場合を除く。)3.0点」に改め、同第五の9. を次のように改める。「9. 鼻洗浄(鼻吸引を含む。)イ. 鼻処置、口腔処置又は咽頭処置をあわせ行った場合 2.0点。ロ. その他の場合3.0点。

別表第四診療報酬点数表(乙)第六部第五耳鼻咽喉科処置中「13. 口腔処置2.0点」を「13. 口腔処置((「16」に該当する場合を除く。)3.0点に、「14. 咽頭処置2.0点」を「咽頭処置(「16」に該当する場合を除く。)3.0点」に、「15. 喉頭処置2.0点」を「喉頭処置 3.0点」に、「16. 鼻、口腔、咽頭処置のうち2以上行ったもの 6.0点」を「16. 鼻、口腔、咽頭処置のうち2以上行ったもの 5.0点」に改め、同部第七一般処置の15. の次に16. として次のように加える。

(日本耳鼻咽喉科史より)

- 続く -

アレルギー性鼻炎治療剤
バイナス 50mg錠 75mg錠
 Baynas®
 日本新薬株式会社
 大阪府大阪市東淀川区西長田3-5-38